

記号の見方 時日時 場会場 内内容 対対象 定定員 費参加費 申申し込み 持持ち物問問い合わせ

FAX 444-0815

平成29年度分の有料登録制自転車駐車場の利用登録申請の一次受付を開始します

八街駅前第1自転車駐車場および第5自転車駐車場は、有料登録制の自転車駐車場となっています。市では、この有料登録制自転車駐車場の平成29年度分（平成29年4月1日～平成30年3月31日）利用登録申請の一次受付を11月11日（金）から開始します。登録を希望される方は、利用登録申請書をご確認の

八街駅周辺



※第2、3、4自転車駐車場は利用登録が必要ありません

■自転車整理区域

うえ、必ず受付期間内に申請してください。
○受付期間
11月11日（金）～12月2日（金）
午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜日、祝日は市役所受付で午後5時まで受け付けします。
○申請方法
利用登録申請書に必要な事項を明記のうえ、都市整備課へ郵送または持参してください。
○郵送の場合は12月2日（金）の消印有効となります。
☎ 443-11432

平成28年秋季全国火災予防運動が実施されます（11月9日～15日）

全国統一防火標語 「消しましょう その火その時 その場所で」
この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施しています。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」
3つの習慣
◆寝たばこは、絶対やめる。
◆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
◆ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4つの対策
◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
◆寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
◆火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
◆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる。

「住宅用火災警報器は設置されていますか」
◆住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる可能性があるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。
◆「住宅用火災警報器設置済シール」を玄関先に貼ろう！
消防組合では、地域の防火対策の推進を目的に住宅用火災警報器が設置済みの世帯に「住宅用火災警報器設置済シール」を配付しています。
このシールには法的効力はありませんが、シールを受け取る側の意思で玄関先などに貼っていただく「安心シール」です。
■配付窓口は、消防本部予防課またはお近くの各消防署および出張所です。
■シールの配付枚数は、1世帯に1枚です。
■配付する際には、設置状況などアンケートを実施しますので、協力ください。
☎ 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部予防課 481-1217

信号機設置の要望書を提出

八街市内で昨年1年間で255件の交通事故が発生しました。
9月30日（金）に、佐倉警察署長へ見通しが効かない危険な交差点などへの信号機設置について要望書を提出しました。
円滑な車両の運行や、歩行者の安全を守るうえで信号機は大変有効です。引き続き交通事故撲滅に向け要望を行うと共に協議してまいります。
☎ 443-1119

